

県内全体では、消防防災課の平成4年1月27日9時現在の確定報告によると、この台風による被害総額は516億7千3百15万円になった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

・地震情報(気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>

・津波情報(気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>

・ハザードマップポータルサイト～身のまわりの災害リスクを調べる～(国土交通省)

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

・地震ハザードステーション(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

・感染症対策(内閣感染症危機管理統括庁)

<https://www.caicm.go.jp/>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 383人
- ・小規模事業者数 318人 (令和3年経済センサス活動調査より)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	62	59	町内に広く分散している
	製造業	38	32	沿岸部に多い
	卸小売業	112	85	中心部に集積している
	飲食宿泊業	38	34	中心部に集積している
	サービス業	93	88	町内に広く分散している
	その他	40	20	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 町の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの町内全戸配布
- ・平生町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催(令和2年・令和4年)
- ・事業継続力強化計画申請指導(計画認定事業者・延べ3者)
- ・山口県火災共済協同組合・あいおいニッセイ同和損害保険と連携した損害保険への加

II 課題

現状では、商工会と町の間においては、互いの連絡を密にし、平時・緊急時の対応を推進する体制は整えている。

ただし、地区内小規模事業者においては、自然災害による発災が10年以上もないため、災害リスクおよび事前対策の重要性について意識付けが低い。更には、当初5年計画時から人事異動がなされたため、保険・共済に対する助言を行える商工会の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出さないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・地区内小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を実施する。また既に計画を実施中の事業者に対しても、計画更新時に支援を実施する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・町が各所と締結した協定書および覚書、平成26年に策定した「平生町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災後の各事業所の被害報告が円滑に収集できるよう、商工会への被害報告の連絡方法について周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記のほか、理事会等を利用し、取組みの周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和元年度事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合（県共済）および損害保険会社各社・山口県中小企業診断協会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介・加入等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や医療保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。
- ・被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ・災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・（仮称）平生町事業継続力強化支援ワーキンググループ（構成員：商工会・町担当課の各職員）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震・警戒レベル3以上の水害）が発生したと仮定し、商工会は町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

【SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と町で共有する。】

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における例】 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・被害状況の確認については、次の方法を用いる。

- ① 各事業所からの電話等による被害報告の確認
- ② 職員による現場確認（連絡が取れない事業所において、安全確保が可能な場合のみ）

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

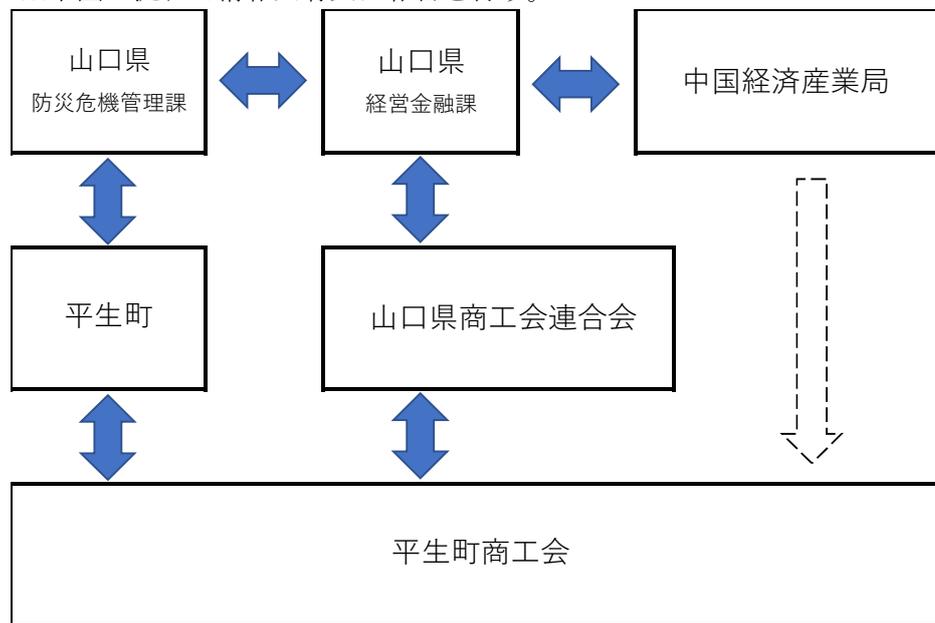
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・町で策定した「平生町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、今後の協議により、被害算定基準等の検討を実施し、事前に確認しておく。
- ・町は、商工会と町が共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ・商工会は、商工会と町が共有した情報を、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法にて、山口県（産業労働部 経営金融課）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山口県からの情報や方針に基づき、商工会と町が共有した情報を山口県の指定する方法にて、商工会又は町より山口県に報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

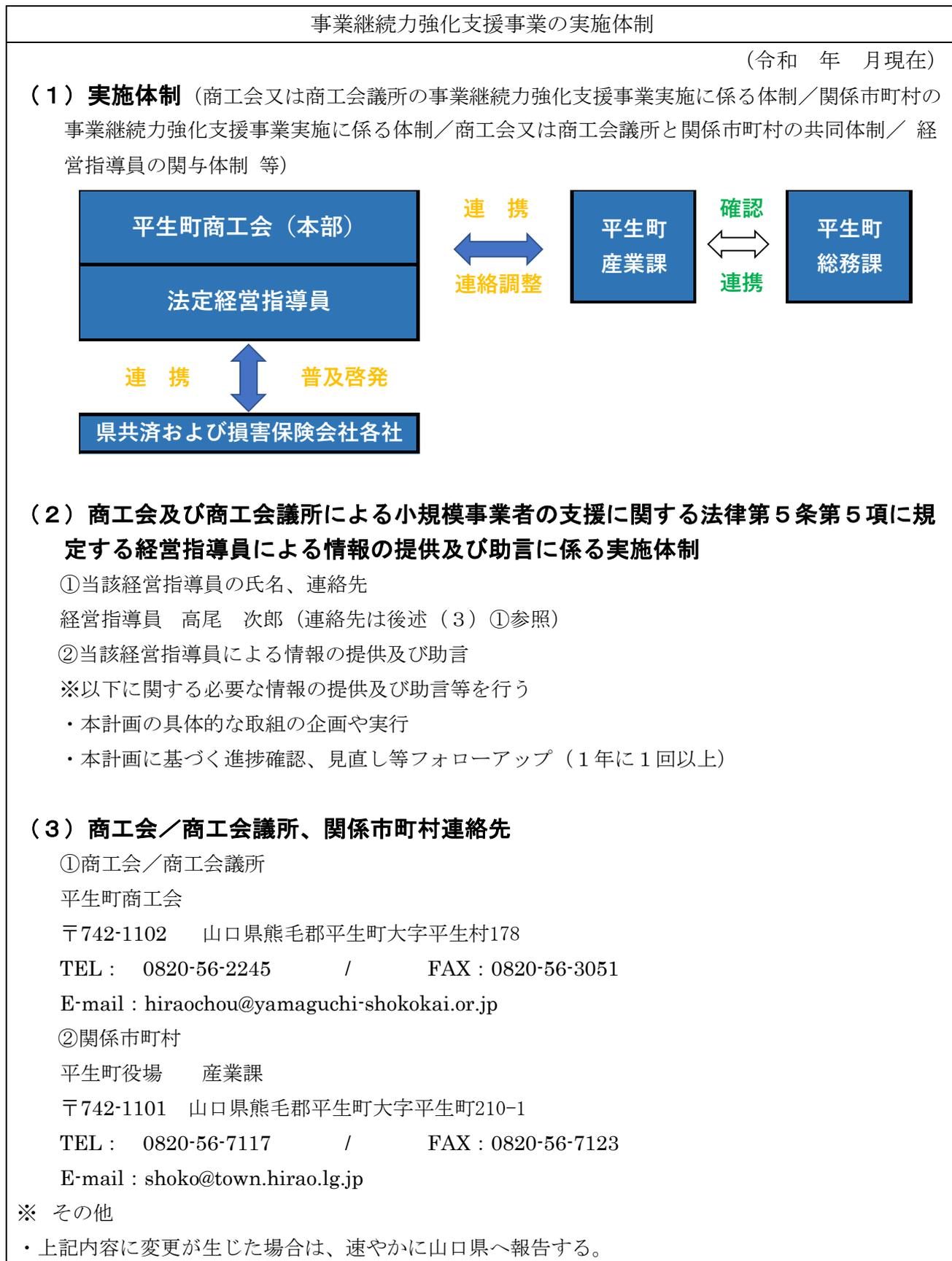
- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	235	165	235	165	235
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	5	5	5	5	5
・セミナー開催費	50	0	50	0	50
・パンフ、チラシ作製費	20	0	20	0	20
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、平生町補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。